㈦　測定用空中線の地上高を１mから４m程度までの間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して、受信電力の最大となる位置を探す。

㈧　標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力P_S又は「E」に近い値（±１dB以内）として、「E」との差から換算して電力P_Sを記録する。

㈨　副次発射の電力（等価等方輻射電力dBm）を、次式により算出する。

副次発射の実効輻射電力（dBm）＝$P_S+G_S-L_F$

P_S　：標準信号発生器の出力（dBm）

G_S　：置換用空中線の相対利得（dBd）

L_F　：標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失（dB）

なお、ここでそれぞれの値は副次発射の周波数におけるものとする。

⑶　偏波面の変更

測定用空中線を水平偏波とし、⑴、⑵の手順を繰り返し、最大の値を測定結果とする。

５　試験結果の記載方法

１GHz以下と１GHzを超える周波数において、それぞれ最大の１波を周波数とともにnW／100kHz又はnW／MHz単位で記載する。

６　その他

⑴　試験機器空中線の偏波面が特定できない場合は、測定値に３dB加算した値を測定結果とする。

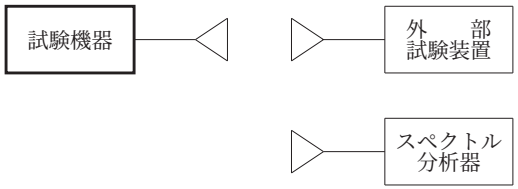
⑵　試験機器空中線が円偏波の場合であって直線偏波の空中線で測定した場合は、測定値に３dB加算した値を測定結果とする。ただし、同一の放射方向において測定時間中、偏波面が変動せず安定に測定できる場合は、垂直及び水平成分の電力和とする。

⑶　試験機器の状態を連続受信にできない場合は、試験機器の状態を間欠受信状態とすることができる。ただし、２⑴において掃引モードを連続掃引とし、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで測定し、設備規則に規定する許容値を超える場合は、掃引周波数幅を狭くして副次発射周波数を正確に測定する。次に２⑴において掃引周波数幅を10MHz程度とし、掃引モードを連続掃引、表示モードをマックスホールドとして測定する。この値を用いて４⑵の式で副次発射電力を算出して測定値とする。このとき、試験機器の間欠受信周期を最短に設定して、スペクトル分析器の掃引時間を、少なくとも１サンプル当たり１周期以上とする。

⑷　単向通信方式を用いる無線設備等であって、受信装置を有しない場合は、副次的に発する本項の測定は行わない。

十七　送信時間制限装置

１　測定系統図



２　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルによる影響を受けずに測定できるレベル
掃引時間	10ｓ程度
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して送信する。

⑵　外部試験装置等の起動信号等を必要とする場合は、起動信号が受信可能な状態とする。

⑶　送信時間が最大となる状態とし、送信休止時間が最小となる状態とする。

４　測定操作手順

⑴　外部試験装置からの起動信号等を受信した状態で電波を発射する無線設備は、起動信号を受信して電波を発射していることをスペクトル分析器で確認する。

⑵　任意の５ｓ間の送信時間を積算して測定値とする。

５　試験結果の記載方法

送信時間の測定値のうち最大の値をｓ又はms単位で記載する。

６　その他

⑴　外部試験装置等を用いない状態で、送信時間が最大となる状態、送信休止時間が最小となる状態に設定できる場合及び起動信号等を必要としない場合は、外部試験装置等は不要である。

⑵　送信時間が５ｓ内で変動する場合又は５ｓと異なる周期の場合は、５ｓ間の送信時間が最大となる設定として測定する。これが困難な場合は、10回程度測定を繰り返し、最大の送信時間をもって測定値とする。

⑶　送信時間又は送信休止時間が設備規則に規定する許容値に対し大きく異なる場合は、２の掃引時間は掃引時間内に実際の送信時間及び送信休止時間が入り、確実に測定できる値とする。

別表第四十二の表を次のように改める。

別表第四十三　証明規則第２条第１項第19号及び第19号の２の２に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項（共通）

１　試験場所の環境条件

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703による常温及び常湿の範囲内とする。

２　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１%以下であることが確認できた場合　定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

３　試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、すべての周波数）で測定する。

４　システム

複数のシステムを有する場合は、それぞれのシステムごとに実施する。

５　拡散符号

試験機器が拡散符号の切替機能を有する場合は、符号系列、符号長、符号速度の組合せが異なるごとに適当な１つの拡散符号について行う。